

地域災害対策本部長・区役所連絡会 開催要綱

(目的)

第1条 区役所から地域災害対策本部へ情報提供を行うとともに、各地域災害対策本部相互の情報交換や情報共有を行うため、地域災害対策本部長・区役所連絡会（以下「連絡会」という）を開催する。

(構成)

第2条 連絡会は別表に掲げる職にあるものをもって構成する。

(幹事)

第3条 この会に次の幹事をおく。

代表幹事 1名 副代表幹事 2名

(職務)

第4条 代表幹事は、連絡会を代表し、会務を総括する。

2 副代表幹事は代表幹事を補佐し、代表幹事に事故あるときは、副代表幹事はその職を代理する。

(選任)

第5条 代表幹事は、地域災害対策本部長から互選により選任する。互選の方法は別紙のとおりとする。

2 副代表幹事は、代表幹事が選任し、メンバーの同意を得てこれを承認する。

(幹事の任期)

第6条 代表幹事及び副代表幹事の任期は、2年とする。但し、再任を妨げない。

2 補欠により選任された幹事の任期は、前任者の残任期間とする。

3 代表幹事及び副代表幹事の就任時の年齢は75歳未満とする。

(連絡会の招集)

第7条 連絡会は、必要に応じ大正区長、または代表幹事が召集する。

2 原則、各地域災害対策本部長が出席する。但し各地域災害対策本部長が委任をした場合は代理出席も可能とする。

(議長)

第8条 連絡会の議長は、代表幹事とする。

(庶務)

第9条 連絡会の庶務は、大正区役所政策推進課が行う。

附則 この要綱は、令和2年7月9日から施行する。

別表 1 (第 2 条関係)

名称
三軒家西地域災害対策本部長
三軒家東地域災害対策本部長
泉尾東地域災害対策本部長
泉尾北地域災害対策本部長
中泉尾地域災害対策本部長
北恩加島地域災害対策本部長
小林地域災害対策本部長
平尾地域災害対策本部長
南恩加島地域災害対策本部長
鶴町地域災害対策本部長
大正区長